

## 長野県との包括連携協定の締結及びその後の取組

### 1 概要

長野県と日本郵便が相互に連携・協力関係を深め、人口減少の時代においても安全で豊かな地域社会づくりと地域の活性化に取り組み、信州創生を目指すことを目的に、2018年7月3日（火）、長野県と「信州創生に向けた包括連携協定」を締結。

本協定締結を受け、今後、項番2の具体的な取組を実施。

### 2 包括連携協定による協力事項

「安全で豊かな地域社会づくりに関すること」及び「経済及び地域の活性化に関すること」の2項目を協力事項とし、具体的取組事項について、全22項目を設定し展開。

なお、詳細については、別紙のとおり。

おって、今後、新たな取組事項が生じた場合は、その都度、長野県と協議の上、決定する。

### 3 取組対象郵便局

長野県内443局（簡易郵便局は除く）

### 4 社員周知

本協定内容について、支社からの指示文書発出後、各郵便局において社員周知を実施。

なお、具体的取組事項については、施策実施の都度、関係社員に対して説明のこととする。

### 5 日本郵便と他県との協定締結状況（参考）

| No | 県名   | 協定締結日       | No | 県名  | 協定締結日       |
|----|------|-------------|----|-----|-------------|
| 1  | 千葉県  | 2014年10月3日  | 11 | 埼玉県 | 2017年12月26日 |
| 2  | 滋賀県  | 2016年5月30日  | 12 | 島根県 | 2018年1月9日   |
| 3  | 石川県  | 2017年3月22日  | 13 | 山梨県 | 2018年2月1日   |
| 4  | 茨城県  | 2017年3月22日  | 14 | 群馬県 | 2018年2月6日   |
| 5  | 宮崎県  | 2017年7月20日  | 15 | 福島県 | 2018年2月14日  |
| 6  | 北海道  | 2017年9月4日   | 16 | 鳥取県 | 2018年2月21日  |
| 7  | 宮城県  | 2017年9月26日  | 17 | 愛知県 | 2018年2月26日  |
| 8  | 鹿児島県 | 2017年10月12日 | 17 | 福井県 | 2018年2月26日  |
| 9  | 熊本県  | 2017年10月18日 | 19 | 富山県 | 2018年3月1日   |
| 10 | 栃木県  | 2017年12月20日 | 20 | 岐阜県 | 2018年5月17日  |
|    |      |             | 21 | 長野県 | 2018年7月3日   |

## 長野県と日本郵便株式会社との信州創生に向けた包括連携協定具体的取組事項

| 協力事項                | 実施内容   |
|---------------------|--|
| 1<br>安全で豊かな地域社会     | <p>(1)災害発生に備えた取組</p> <p>ア 防災士の資格を有する郵便局長の自主防災アドバイザーへの登録及び自主防災活動への協力<br/>→ 防災士の資格を有する郵便局長による自主防災アドバイザーへの登録を行い、業務に支障のない範囲で防災訓練やハザードマップの作成等の自主防災組織の活動に協力します。</p> <p>イ 災害発生時に郵便局の「災害用備蓄食料セット」を無償提供<br/>→ 郵便局に配備されている「災害用備蓄食料セット」を、社員の生命に影響のない範囲で無償提供します。</p> <p>ウ 災害発生時に郵便局の会議室等を帰宅困難者や被災者に提供<br/>→ 災害による帰宅困難者や、自宅が倒壊等した被災者の避難先として郵便局の会議室等を提供します。</p> <p>エ 災害発生時に日本郵政㈱に対し、「かんぼの宿諏訪」への被災者の受入れ、入浴サービスの提供を要請<br/>→ 長野県内で災害が発生した場合に、日本郵政㈱に対し、「かんぼの宿諏訪」への被災者の受入れ、入浴サービスの提供等の協力を要請します。</p> |
| 2<br>つづくる連携         | <p>(2)しあわせ信州見守り活動への協力</p> <p>業務中に高齢者等の異変に気付いた場合に県に情報提供<br/>→ 業務中に高齢者等の異変に気付いた場合に、別に定める連絡先に、業務に支障のない範囲で情報提供します。(乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。)</p>   |
| 3<br>に関する           | <p>(3)特殊詐欺等の消費者被害防止に関する連携</p> <p>特殊詐欺等の注意喚起ポスターの掲出、高額払戻しや送金の際の声かけ<br/>→ 特殊詐欺被害等の消費者被害防止のため、窓口等への注意喚起ポスター等の広報啓発物の掲出や、高額な現金払戻しや送金の際の顧客への声かけ等を実施します。</p>  |
| 4<br>に              | <p>(4)環境保全への取組</p> <p>CO<sub>2</sub>排出量削減の取組の実施<br/>→ エコ安全ドライブコンテストを開催し、環境保全に係る意識醸成を図ります。また、夏季におけるクールビズ等を展開し、CO<sub>2</sub>の排出削減に取り組みます。</p>   |
| 5<br>こと             | <p>(5)道路の異常の情報提供</p> <p>業務中に県管理の道路施設の異常を発見した場合に県に情報提供<br/>→ 業務中に県管理の道路施設の異常を発見した場合に、別に定める連絡先に、業務に支障のない範囲で情報提供します。</p>  |
|                     | <p>(6)不法投棄の情報提供</p> <p>業務中に不法投棄と思われる廃棄物を発見した場合に県に情報提供<br/>→ 業務中に不法投棄と思われる廃棄物を発見した場合に、別に定める連絡先に、業務に支障のない範囲で情報提供します。</p>   |
| 2<br>経済及び地域の活性化に関する | <p>(1)カタログ販売等による県産品の消費拡大</p> <p>ア 地元生産者の農作物を郵便局の空きスペースでワゴン販売<br/>→ 地域内経済循環を促進するため、地元生産者の農作物を、郵便局の空きスペースを活用したワゴンで販売します。</p> <p>イ 長野県の特産品を取り集めたオリジナルカタログの企画・販売(信州ふーど認定商品の掲載等)<br/>→ 県産品の認知度向上のため、長野県の特産品を取り集めたオリジナルカタログを企画・販売します。その場合に、おいしい信州ふーど認定商品を掲載する等、信州ブランドを広くPRします。</p>   |
| 2<br>経済及び地域の活性化に関する | <p>(2)雇用の創出・確保の取組</p> <p>ア 長野県内郵便局における障がい者雇用の促進・確保<br/>→ 長野県内の郵便局において、障がい者雇用の促進、確保に取り組みます。</p> <p>イ 地域の郵便局が地元の高校と良好な関係を築き、若年層の雇用創出を推進<br/>→ 郵便局における一般職新卒採用の取組強化のために、地域の郵便局が地元の高校と良好な関係を築き、若年層の雇用創出を推進します。</p> <p>ウ 「職場いきいきアドバンスカンパニー」への申請<br/>→ 人口減少時代の中で人材確保に貢献するため、「職場いきいきアドバンスカンパニー」への申請を行い、率先して働き方改革に取り組みます。</p>   |
| 2<br>経済及び地域の活性化に関する | <p>(3)首都圏等からの長野県への移住希望者支援</p> <p>郵便局長が地域生活に関する個別相談等を実施し移住希望者を支援<br/>→ 「楽園信州」を推進するため、郵便局のネットワークを活用し、郵便局長が地元地域の情報等を提供するなどして移住希望者の支援を行います。</p>  |
| 2<br>経済及び地域の活性化に関する | <p>(4)地域コミュニティとしての郵便局の活用</p> <p>県が行う啓発活動場所として郵便局ロビーを提供<br/>→ 地元住民が集まる郵便局を地域コミュニティとして活用するため、県が行う街頭啓発活動等に郵便局窓口ロビーを提供します。</p>   |
| 2<br>経済及び地域の活性化に関する | <p>(5)ながの出会い応援プロジェクトへの協力</p> <p>ア 社内婚活サポーターを設置し、県から提供される結婚支援情報を社内に周知<br/>→ 「社内婚活サポーター」を配置し、県から提供される結婚支援情報を社内に周知します。</p> <p>イ 想いを手紙で伝える「郵便局の婚活イベント」を開催<br/>→ 郵便局が男女の出会いの場を設け、想いを手紙で伝える「郵便局の婚活イベント」を開催します。</p>   |
| 2<br>経済及び地域の活性化に関する | <p>(6)長野の魅力発信・県広報活動への協力</p> <p>ア オリジナルフレーム切手やご当地グッズの企画・販売<br/>→ 長野の名所や風物などを紹介したオリジナルフレーム切手やご当地グッズを企画・販売します。</p> <p>イ 首都圏イベントスペース等での物産展の開催<br/>→ 首都圏にあるイベントスペース等での物産展を開催します。</p> <p>ウ 「信州ナビ」広報ステッカーの郵便ポストへの貼り付けによる広報への協力<br/>→ 長野県観光・交通案内アプリ「信州ナビ」PRステッカーの郵便ポストへの貼付等、長野の魅力発信に向けた様々な取組を実施します。</p> <p>エ 県の各種広報物の掲出<br/>→ 県の各種広報物の郵便局への掲出等により、県の広報活動に協力します。</p>  |

長野県と日本郵便株式会社との信州創生に向けた包括連携協定

長野県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、信州創生に向けた包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携・協力関係を深め、地域の課題解決に取り組む自治体の力により信州創生の推進に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため次の事項について協力する。

- (1) 安全で豊かな地域社会づくりに関すること
  - (2) 経済及び地域の活性化に関すること
- 2 具体的な実施事項については、甲と乙が協議の上、乙が実施計画書を作成する。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（協定の実施体制）

第4条 甲及び乙は、本協定を実施するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（甲の役割）

第5条 甲は、県内の市町村に対して、本協定の趣旨の周知を図るとともに、乙と市町村との連携に当たっては、助言等必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第6条 乙は、県内の郵便局等及び社員に対して、本協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、第2条に定める事項について取り組むものとする。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲または乙のいずれからも異議の申し入れのない時は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、本協定の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（協議）

第9条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月3日

甲：長野県長野市南長野幅下 892-2

長野県知事

阿部 守一

乙：東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

日本郵便株式会社  
代表取締役社長

横山 邦男